

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人信岡登紫子，同小田幸児の上告趣意は，違憲をいう点を含め，実質は単なる法令違反，事実誤認，量刑不当の主張であって，刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお，刑法96条の2にいう「強制執行」には，民事執行法1条所定の「担保権の実行としての競売」が含まれると解するのが相当であるから，これと同旨の原判断は相当である。

よって，刑訴法414条，386条1項3号により，裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 涌井紀夫 裁判官 宮川光治 裁判官 櫻井龍子 裁判官 金築誠志)